

令和7年度 社会福祉法人 南丹市社会福祉協議会 ボランティア団体活動助成 実施要綱

【目 的】

この事業は、南丹市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）が、南丹市内で活動するボランティア団体の充実・発展のために、活動に必要な資金を助成することを目的とする。

【財 源】

この事業の財源は、社協が保有するボランティア基金の運用益および赤い羽根共同募金運動の助成金を財源とする。

【助成対象】

南丹市ボランティアバンクに登録し、南丹市内において営利を目的としない活動をおこなうボランティア団体等とする。（代表者および構成員の合計が3人以上。法人格の有無は問わない。）

【助成対象経費】

上記目的に沿った活動資金のうち、次の費用とする。

- | | | | |
|-----------|-------------------|-------------|-----------|
| (1) 諸 謝 金 | (2) 旅費交通費 | (3) 消 耗 品 費 | (4) 研 修 費 |
| (5) 印刷製本費 | (6) 通信運搬費 | (7) 賃 借 料 | (8) 備品購入費 |
| (9) 会議費 | (10) その他、必要と認める経費 | | |

【助 成 額】

ボランティア団体 1 団体 上限 20,000 円

【助成事業対象期間】

令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日までの活動

【申請方法】

指定の助成事業申請書に必要事項を記入し、社協事務所に提出

【申請期限】

令和 7 年 5 月 15 日（木）社協事務所必着

【審査について】

提出された助成事業申請書に基づき社協事務局にて審査し、助成額案を作成し、社協が設置するボランティアバンク運営委員会の答申により社協が決定する。

※南丹市ボランティアバンク基金の予算総額範囲内での助成事業となるため、申請額の一部が助成対象外となる場合や申請額から減額しての助成となる場合がある。

【そ の 他】

- ① 審査の結果、助成金を交付すべきものと認めた時は、助成金交付決定通知により申請団体に通知する。
- ② 助成金交付決定通知を受けた申請団体は、所定の助成金請求書により助成金の請求手続きを経て、助成を受ける。
- ③ 助成を受けた申請団体は、事業完了後、速やかに所定の活動助成報告書に必要書類（領収書原本等）を付して提出する。【令和 8 年 4 月 3 日締切】
- ④ 計画内容に変更がある場合は、必ず社協事務局に連絡し、確認を受けること。連絡、確認なく変更をされた場合は助成金を返還いただく場合がある。